

広島市立新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業

プロポーザル実施要項

平成30年10月26日

地方独立行政法人広島市立病院機構

目 次

1	事業の基本方針	1
2	事業の概要	1
3	担当部局	2
4	事業の実施に係る条件	2
5	プロポーザルの参加資格	4
6	プロポーザルにおいて企画提案を求める事項	5
7	プロポーザルの参加に係る費用負担	5
8	プロポーザルのスケジュール	5
9	プロポーザルに係る関係書類の交付	6
10	参加表明書の提出	6
11	企画提案書の提出	7
12	参加表明書、企画提案書その他の書類の取扱	8
13	失格要件	9
14	受託候補者の選定に係る審査	9
15	契約手続	9
別紙 1	店舗の配置等の平面図（案）	11
別紙 2	新病院の概要	12
別紙 3	現在の安佐市民病院の処方箋の発行枚数等の実績	13
別紙 4	貸付時の建築・設備仕様（予定）	14
別紙 5	特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（抄）	16
別紙 6	新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業プロポーザルに係る評価項目	18
別紙 7	広島市立新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業基本協定書（案）	19
様式集	（別添 様式集のとおり）	

広島市立新安佐市民病院（仮称。以下「新病院」という。）の建物の一部（以下「店舗」という。）を賃借し、保険薬局を設置・運営する事業（以下「事業」という。）の受託候補者を選定するために実施するプロポーザルの内容は、以下のとおりとする。

1 事業の基本方針

- (1) 新病院の建設地周辺には保険薬局がないこと及び新病院の地下に整備する患者用駐車場からの動線に配慮する必要があること、更には新病院の建設地内に新病院以外の建物を建設するスペースがないことから、患者の利便性を確保するために、新病院の建物内に保険薬局を設置する。
- (2) 新病院が、救急・がん医療などの高度先進医療の充実や災害拠点病院としての機能の強化を図ることとしていることから、こうした新病院の医療機能に対応することができ、かつ、新病院が発行する処方箋枚数に対応できる保険薬局を設置する。
- (3) 競争性を確保し、より良いサービスが提供されるようにするとともに、災害時に求められる対応や事業者の倒産等の不測の事態に対処できるようにするため、複数の保険薬局を設置する。
- (4) 新病院の建設地が、ＪＲあき亀山駅及び当該駅前に整備される交通広場（新病院の開院に合わせ路線バスの乗入れが予定されているもの。）に隣接することから、これらの公共交通機関の利用者をはじめとする地域住民の利便性にも配慮し、かかりつけ薬局の機能を有する保険薬局を設置する。

2 事業の概要

(1) 事業名

広島市立新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業

(2) 事業の実施場所

広島市安佐北区亀山南一丁目地内（新病院の１階部分の一部）

(3) 事業内容

新病院の建物内において、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「機構」という。）が賃貸する店舗を受託者が賃借し、すべての費用を負担して、保険薬局を設置するために必要な内装・間仕切り、トイレ等の水回り、冷暖房・照明器具等の設備及び什器備品等の機材の整備（以下「設備等整備事業」という。）を行い、所定の期間にわたり保険薬局を運営する。

ア 貸付店舗数

２店舗（以下「下図の店舗のうち、新病院の正面玄関に近い店舗をＡ店舗、遠い店舗をＢ店舗」という。）

なお、店舗の配置等の平面図は、別紙１のとおりである。

イ 貸付面積

1 店舗につき 100 平方メートル。ただし、新病院の建設工事の施工状況により、若干の変動があり得る。

ウ 貸付方法

店舗の貸し付けに当たっては、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条第 1 項に規定する定期建物賃貸借契約を締結する。

エ 貸付期間

10 年間を基本とし、貸付期間の始期及び終期は、新病院の開院時期を踏まえ、店舗ごとに協議して決定する。

なお、貸付期間は更新しない。ただし、再契約は妨げないものとする。

店舗配置の略図



3 担当部局

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号（広島市立安佐市民病院内）

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 安佐市民病院整備室

電話 082-815-6794（直通）

E-mail hirokikou-honbu@hcho.jp

4 事業の実施に係る条件

(1) 保険薬局の運営

ア 新病院の外来診療の院外処方に応需できる調剤機能を有すること。

なお、新病院の概要は、別紙2のとおりである。また、現在の安佐市民病院の処方箋の発行枚数等の実績は、別紙3のとおりである。

イ 通常の外来診療日に加え、次の診療日にも対応すること。

- ① 1月2日 午前8時30分から午後5時まで

② 年末年始（12月29日から翌年の1月1日までの日及び1月3日） 午前8時30分から午後5時まで。ただし、年末年始の開所は、A店舗に限る。

ウ かかりつけ薬局としての機能を有すること。

エ 保険薬局の運営に必要な人件費、光熱水費、薬剤の調達等に係る費用、その他保険薬局の運営に係る経費は、受託者の負担とする。

(2) 保険薬局の開設時期

ア 保険薬局は、新病院の開院日（別途指定）に合わせて開設すること。

なお、新病院の建設は平成33年秋に完了する予定であり、その後、医療機器の整備、各種運用訓練、入院患者の移送等を経て開院することになるため、現時点で開院日は未定である。

イ 保険薬局は、開設時において公益社団法人広島県薬剤師会への入会手続きを終了していること。

(3) 店舗の貸付

ア 受託者の責務

- ① 受託者は、店舗を保険薬局の運営以外の目的に使用してはならない。
- ② 店舗の借家権は、譲渡し、又は、担保に供してはならない。
- ③ 貸付期間の満了又は契約の解約その他の事由によってこの契約が終了したときは、受託者は、遅滞なく、店舗を貸し付け時の状態に復し、発注者に返還しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- ④ 受託者は、保険薬局を運営するに当たって第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

イ 貸付料

- ① 貸付料の年額は、プロポーザルにおいて企画提案された賃借料の額とし、貸付期間中は変動させない。ただし、1店舗当たり下限額は、年額5,900,000円（税抜き）とする。
- ② 貸付料は月払いとし、支払方法、支払期日等については、協議して決定する。
- ③ 設備等整備事業の実施等の開設準備に要する期間は、無償で貸し付ける。
- ④ 電気、水道及び下水道の使用料は、機構が整備する店舗用の計量器による使用量に基づき、実費徴収する。

ウ 店舗の整備に係る条件

- ① 店舗は、別紙4の「貸付時の建築・設備仕様（予定）」の状態で貸し付ける。
- ② 設備等整備事業の実施に係る費用は、受託者の負担とする。
- ③ 設備等整備事業の実施に当たっては、新病院の建物の構造・躯体等に損傷を与えるはつり、穴あけ等を行ってはならない。

④ 設備等整備事業の実施に当たり、事前に図面等の工事関係資料を機構に提出し、工事内容の確認・了承を得ること。

エ 設備等整備事業の実施に伴い、新病院の建設工事等の工事内容を変更する必要がある場合の取扱い

設備等整備事業の実施に伴い、店舗の出入口の形状、水道管、下水管、電気配線の敷設位置等を変更する必要がある生じ、新病院の建設工事の内容を変更（建築確認申請、消防計画書等の変更手続を含む。）するときは、受託者がその費用を負担する。

5 プロポーザルの参加資格

(1) プロポーザルに参加できる事業者は、安定的かつ健全な財務能力を有し、かつ、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しないこと。

イ 地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程実施要綱第 2 条第 1 項各号に掲げる事項に該当しないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始がなされている場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

エ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律 第 145 号）第 75 条第 1 項及び第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく行政処分を現に受けている期間中でないこと。

オ 国税（所得税又は法人税、消費税及び地方消費税。以下同じ。）、広島市税（個人市民税又は法人市民税、固定資産税及び軽自動車税。以下同じ。）の滞納がないこと。

カ 保険薬局指定の資格を有し、「広島市立新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業に係るプロポーザル手続きの開始の公示」の日（以下「基準日」という。）前 3 年間における保険薬局の運営実績を有すること。

(2) プロポーザルに参加する事業者がグループ（「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号厚生労働省保険局医療課長通知）第 88-1-（6）及び（7）に定めるものをいう。詳しくは、別紙 5 を参照。以下同じ。）に属する場合は、同一グループの他の事業者はプロポーザルに参加できないものとする。

なお、グループに属する事業者は、親会社、子会社等のグループ内の関係性がわかる資料を提出すること。

6 プロポーザルにおいて企画提案を求める事項

店舗ごとに、次に掲げる事項について企画提案を求める。企画提案は、A店舗又はB店舗のいずれかのみ、又は両方の店舗について行うことができる。

(1) 保険薬局の設置・運営内容

ア 基礎事項

- ① 人員体制
- ② 開所日・開所時間
- ③ 待合スペースの広さ
- ④ 薬剤ブースの数
- ⑤ 多目的トイレの設置の有無
- ⑥ 災害発生への備え、災害発生時の対応
- ⑦ ユニバーサルデザインの採用の有無
- ⑧ バリアフリー等の利用者に対する配慮
- ⑨ かかりつけ薬局としての取組

イ 任意事項

- ① 新病院の運営に対する協力
- ② 地域の保険薬局、広島県薬剤師会との連携・協力体制等
- ③ 混雑緩和・待ち時間短縮に係る対策
- ④ 自由企画提案

(2) 貸借料

機構に支払う年間の貸借料（税抜き）

7 プロポーザルの参加に係る費用負担

プロポーザルに係る費用は、プロポーザル参加者の負担とする。

8 プロポーザルのスケジュール

期 日 等	内 容
平成 30 年 10 月 26 日（金）～ 11 月 16 日（金）午後 5 時	プロポーザルに係る関係書類の交付
平成 30 年 11 月 8 日（木）午後 5 時	参加表明書に係る質問書提出期限
11 月 13 日（火）	参加表明書に係る質問への回答
11 月 16 日（金）午後 5 時	参加表明書提出期限
11 月 22 日（木）	参加資格審査結果通知

11 月 30 日（金）午後 5 時	企画提案書に係る質問書提出期限
12 月 12 日（水）	企画提案書に係る質問への回答
12 月 20 日（木）午後 5 時	企画提案書等の提出期限
平成 31 年 1 月 中旬	審査委員会の審査
1 月 中旬	審査結果の公表
1 月 下旬	基本協定書の締結

9 プロポーザルに係る関係書類の交付

(1) 交付期間

平成 30 年 10 月 26 日（金）から同年 11 月 16 日（金）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

(2) 交付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 交付

平成 30 年 10 月 26 日（金）に機構のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）に掲載する。

また、希望により 3 の担当部局でも交付する。

10 参加表明書の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式 1）

イ 基準日前の直近年度における国税の未納がないことを証明する納税証明書（発行年月日が基準日以降のものに限る。）及び、広島市税の滞納がないことを証明する「直近の証明が可能な日以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない旨」の記載がある証明書（発行年月日が基準日以降のものに限る。）。なお、広島市税の納税義務者でない場合は、広島市税の滞納がないことを証明する証明書にかえて、その旨の「申立書」（様式は任意）を提出すること。

ウ 基準日前 3 年間ににおける保険薬局の運営実績を有することを証明するもの

エ 基準日前直近 3 年度の決算資料（貸借対照表、損益計算書等の写）

オ 登記事項証明書の写

カ 沿革、営業実態がわかるもの

(2) 提出期限

平成 30 年 11 月 16 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出部数

1 部

(4) 提出先

3の担当部局

(5) 提出方法等

ア 持参又は郵送

イ 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ウ 郵送の場合は、簡易書留便とし、提出期限までに必着すること。また、封筒の表面に「広島市立新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業プロポーザル参加表明書在中」と記載すること。

(6) 参加資格の確認結果の通知

ア 平成30年11月22日（木）に電子メールで通知する（送信後、機構から着信確認を行う。）。

イ 参加資格がないと認めた事業者については、確認結果の通知にその理由を記載する。

(7) 参加表明書に関する質問書の提出手続

参加表明書の作成又は提出に関して質問がある場合は、質問書（様式2）により提出すること。

ア 提出期限

平成30年11月8日（木）午後5時まで

イ 提出先

3の担当部局

ウ 提出方法

電子メール（送信後、3の担当部局に着信確認を行うこと。）

エ 質問に対する回答

平成30年11月13日（火）に機構のホームページに掲載する。また、希望により3の担当部局でも公布する。

(8) 参加表明後の辞退

参加を取り止める場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

ア 提出期限

平成30年12月20日（木）午後5時まで

イ 提出先・提出方法等

10の(4)及び(5)に同じ。ただし、郵送の場合は、封筒の表面に「広島市立新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業プロポーザル参加辞退届在中」と記載すること。

11 企画提案書の提出

(1) 提出書類（事業受託を希望する店舗ごとに提出すること。）

ア 企画提案書添書（様式４）

イ 企画提案書（様式は任意。（2）を参照）

ウ 賃借料提案書（様式５）

(2) 企画提案書の作成

ア ６の「プロポーザルにおいて企画提案を求める事項」に掲げる項目に対する企画提案を、
A３版（横・片面印刷で様式は任意）２枚以内で記載すること。また、企画提案内容を表
すレイアウト図（A３版・横）を別に作成し、提出すること。

イ 事業者名が特定できる会社名やロゴマーク等を記載しないこと。また、多事例を紹介す
る場合は、病院名は表示しないこと。

(3) 提出部数

正本１部、副本１０部

(4) 提出期限

平成３０年１２月２０日（木）午後５時まで

(5) 提出先及び提出方法

１０の(4)及び(5)と同じ。ただし、郵送の場合は、封筒の表面に「広島市立新安佐市民病院（仮
称）保険薬局設置・運営事業プロポーザル企画提案書在中」と記載すること。

(6) 企画提案書に関する質問書の提出手続

企画提案書の作成又は提出に関して質問がある場合は、質問書（様式２）により提出する
こと。

ア 提出期限

平成３０年１１月３０日（金）午後５時まで

イ 提出先及び提出方法

１０の(7)のイ及びウと同じ

ウ 質問に対する回答

平成３０年１２月１２日（水）に機構のホームページに掲載する。また、希望により３の担
当部局でも公布する。

12 参加表明書、企画提案書その他の書類の取扱

(1) 企画提案書その他の書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。

(2) 提出された企画提案書その他の書類（以下「提出書類」という。）は、訂正、追加及び再提
出できない。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがある。

- (5) 提出書類は、プロポーザル参加資格の確認及び企画提案内容の審査以外には使用しない。

13 失格要件

プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格とする。

- ア 受託候補者を選定する日までの間に、5のプロポーザルの参加資格に掲げる事項を満たさなくなったとき又は社会的信用を失墜させる行為を行ったとき
- イ 企画提案書に虚偽の内容が記載されていたとき

14 受託候補者の選定に係る審査

- (1) 審査は、広島市立新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業受託者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、非公開で行う。
- (2) ヒアリングの実施
 - ア 審査委員会において、必要がある場合には、ヒアリングを実施することがある。
 - イ ヒアリングを実施する場合は、プロポーザル参加者に日時・会場等の詳細を通知する。
 - ウ ヒアリングへの出席は、3名以内とする。
- (3) 受託候補者の選定
 - ア 審査委員会において、A店舗及びB店舗ごとに、提出された企画提案書（ヒアリングを実施した場合はヒアリングの内容を含む。）について、別紙6の「広島市立新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・事業プロポーザル評価項目」に基づき審査し、受託候補者として優秀提案者及び次点提案者を選定する。
 - イ 一の事業者が、両方の店舗の優秀提案者、次点提案者になった場合は、あらかじめ参加表明書（様式1）において希望を申し出た店舗の優秀提案者又は次点提案者とし、他の店舗の優秀提案者及び次点提案者とししない。
- (4) 審査結果の通知

審査終了後、速やかに審査結果通知書を郵送する。
- (5) 審査結果の公表
 - ア 審査終了後、速やかに機構のホームページに掲載する。
 - イ 優秀提案者及び次点提案者は事業者名を公表し、その他の事業者は事業者名を記号化して公表する。

15 契約手続

- (1) 契約交渉
 - ア 優秀提案者に選定された者を優先交渉権者とし、契約の交渉を行う。
 - イ 優秀提案者と契約の締結に至らなかった場合は、次点提案者と交渉を行う。

(2) 契約の流れ

ア 機構と受託者は、事業の受託契約の締結に向け、別紙 7 の「広島市立新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業基本協定書」により協定を締結する。

イ 事業の受託契約は、新病院の建設工事が完了した時に締結する。

ウ 受託者は、事業の受託契約締結までに、貸付料の年額の 100 分の 10 以上に相当する額を、契約保証金として納付しなければならない。

別紙 1

店舗の配置等の平面図（案）



別紙 2

新病院の概要

1 施設整備方針

広島市が示した機能分化整備方針	基本計画における施設整備方針
(1) 救急・がん医療などの高度・急性期医療機能への特化	(1) 高度・急性期の“いざ”の医療を提供する病院づくり
(2) 「8.20 豪雨災害」を教訓とした災害拠点病院としての機能の強化	(2) 災害時の“いざ”に対応できる病院づくり
(3) 広島県北西部地域のへき地医療を支える拠点病院としての機能の拡充	(3) へき地医療拠点としての病院づくり
	(4) 環境に優しい病院づくり
	(5) 医療スタッフが働きやすい病院づくり

2 新病院概要

- (1) 住所：広島市安佐北区亀山南一丁目
- (2) 階数：地上 5 階、PH 2 階、地下 1 階
- (3) 建築面積：約 15,000 m²
- (4) 延床面積：約 50,000 m²（地下約 10,000 m²を含む。）
- (5) 病床数：434 床（一般病床 414 床、精神病床 20 床）
- (6) 想定外来患者数：800 人/日
- (7) 診療科目：32 科
内科、総合診療科、消化器内科、内視鏡内科、脳神経内科、呼吸器内科、循環器内科、腫瘍内科、血液内科、内分泌・糖尿病内科、精神科、小児科、外科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、緩和ケア内科、麻酔科、歯科、病理診断科
- (8) 駐車場 地下駐車場：約 270 台
平面駐車場：約 650 台（職員用駐車場を含む。）
- (9) 外来診療期間
土曜日、日曜日、休日、8 月 6 日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く毎日
全科 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、初診受付時間は午前 11 時まで）
- (10) 救急診療
毎週日曜日 午後 6 時から午後 10 時まで（小児科のみ）
1 月 2 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (11) 主な機関指定
救急医療機関
地域がん診療連携拠点病院
災害拠点病院
へき地医療拠点病院
地域医療支援病院

※ 上記は、現時点の予定であり、今後変更する場合がある。

別紙 3

現在の安佐市民病院の処方箋の発行枚数等の実績

平成28年度（平成28年4月～平成29年3月） 処方箋発行枚数調

	院外処方箋 A	外来患者数 B	発行割合 A/B	院内処方箋 C	発行率 A / (A + C)
内科・循環器科	25,094			7,403	77.2%
外科	4,225			1,792	70.2%
整形外科	5,573			579	90.6%
脳神経外科	1,255			285	81.5%
心臓血管外科	768			78	90.8%
小児科	3,568			1,264	73.8%
産婦人科	2,006			293	87.3%
皮膚科	8,773			907	90.6%
泌尿器科	2,158			616	77.8%
耳鼻咽喉科	2,832			344	89.2%
眼科	6,904			2,454	73.8%
精神科	6,329			429	93.7%
放射線科	702			188	78.9%
麻酔科	11			6	64.7%
リハビリテーション科	88			54	62.0%
歯科	1,759			280	86.3%
計	72,045	197,938	36.4%	16,972	80.9%

（参考）

稼働日当たり処方箋枚数 295枚

（稼働日＝244日）

処方箋当たり調剤料 14,003円

平成29年度（平成29年4月～平成30年3月） 処方箋発行枚数調

	院外処方箋 A	外来患者数 B	発行割合 A/B	院内処方箋 C	発行率 A / (A + C)
内科・循環器科	25,219			7,297	77.6%
外科	4,554			2,414	65.4%
整形外科	5,725			693	89.2%
脳神経外科	1,476			320	82.2%
心臓血管外科	728			64	91.9%
小児科	3,002			1,259	70.5%
産婦人科	2,026			348	85.3%
皮膚科	8,311			794	91.3%
泌尿器科	1,562			565	73.4%
耳鼻咽喉科	2,892			321	90.0%
眼科	5,505			2,458	69.1%
精神科	5,140			336	93.9%
放射線科	975			56	94.6%
麻酔科	8			14	36.4%
リハビリテーション科	61			85	41.8%
歯科	1,992			372	84.3%
計	69,176	196,552	35.2%	17,396	79.9%

（参考）

稼働日当たり処方箋枚数 282枚

（稼働日＝245日）

処方箋当たり調剤料 14,504円

別紙 4

貸付時の建築・設備仕様（予定）

項目		仕様	備考
建築工事	床	床仕上げ（塩ビシート）まで	長期耐荷重：3,500N/m ²
	界壁、柱	LGS+PB@12.5 仕上げまで	界壁及び柱の研り、穴あけ、開口、重量物の取付けは禁止 仕上材料は、建築基準法第 35 条 2 による
	店舗内間仕切り壁・シャッター	なし	仕上材料は、建築基準法第 35 条 2 による
	天井	LGS+PB@12.5 仕上げまで CH=3,000	仕上材料は、建築基準法第 35 条 2 による
	内部造作	なし	
	出入口	交通広場側に自動ドア 1 カ所	
	家具・什器	なし	
	サイン	本体建物外部	なし
		本体建物内部	総合案内サイン及びフロア案内サイン
防災設備工事	店舗専用機器類	なし	屋外機器置き場、配管ルートの指定あり
	自動火災報知機設備	法定設置基準	
	非常放送設備	法定設置基準	
	非常照明設備	法定設置基準	
	誘導灯設備	法定設置基準	
	スプリンクラー設備	法定設置基準	
	補助散水栓設備	法定設置基準	
	排煙設備	法定設置基準（機械排煙設備）	事業者が行う工事にて、自然排煙設備又は告示免除で実施した場合には、機械排煙設備工事を行わない。
	消火器	法定設置基準	
	その他	—	必要に応じて
空調設備工事	空調設備	機器基礎	屋外機置き場、配管ルートの指定あり 事業者が行う工事には屋外機用主開閉盤からの電源工事を含む。
	外気処理調温度空調設備	外調機本体及び標準位置までのダクト	
	換気設備	一般排気	排気ファン及び標準位置までのダクト
		特殊排気	排気ファン及び標準位置までのダクト

項目		仕様	備考
	自動制御設備 (機器スイッチ類※)	全工事	機能：ON-OFF、温度設定 ※店舗専用機器類のスイッチを除く
	空調ドレン配管	標準位置までのドレン管	ドレン管口径：40 mm
衛生設備工事	給水設備	上水	標準位置までの上水管 上水管：25 mmバルブ止め ≒FL+100 量水器有
		雑用水	標準位置までの雑用水管 雑用水管：25 mmバルブ止め ≒FL+100 量水器有
	排水設備	汚水	標準位置までの汚水管 汚水管：75 mmキャップ止め ≒FL+100
		雑排水	標準位置までの雑排水管 雑排水管：75 mmキャップ止め ≒FL+100
	液化石油ガス設備		標準位置までのガスパイプ
電気設備工事	電灯・コンセント設備		店舗専用主開閉盤（WHM 付）まで 単相 3 線 100/200 V 9KVA 50AF/50AT
	動力設備		店舗専用主開閉盤（WHM 付）まで 3 相 3 線 200 V 10Kw 50AF/50AT
	動力設備（屋外機器用）		表下部の注記参照
	照明		なし
	コンセント		なし
	電話・情報		店舗内配管突出しまで メタル回線、光回線共
	区画内 BGM		なし 設置の場合、非常放送時対応のカットリレーへの接続が必要
	有線放送		なし 設置の場合、機構との協議が必要
	T V 共聴		店舗内配管突出しまで（配線共）
その他	監視カメラ		なし
	調剤機器等		なし

（注記）屋外機器用動力設備は、原則として店舗内専用主開閉盤を利用するものとするが、屋外機器周辺に開閉器盤が必要な場合は、機構が行う病院本体工事での整備の協議に応じる。なお、この場合においても開閉器二次側の全工事は事業者が行う工事で実施するものとする。

別紙 5

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (抄)

第 88 調剤基本料

1 調剤基本料の施設基準

(1) から (5)、略

(6) 同一グループは次の基準により判断する。

ア 同一グループの保険薬局とは、次に掲げる者の全ての保険薬局とする。

- ① 保険薬局の事業者の最終親会社等
- ② 保険薬局の事業者の最終親会社等の子会社等
- ③ 保険薬局の事業者の最終親会社等の関連会社等
- ④ ①から③までに掲げる者と保険薬局の運営に関するフランチャイズ契約を締結している者

イ アの保険薬局の事業者の最終親会社等は、保険薬局の事業者を子会社等とする者のうち、親会社等がない法人又は個人（以下「法人等」という。）をいう（カにおいて同じ。）。

ウ イの親会社等は、次に掲げる者とする。

- ① 他の法人（株式会社その他これに準じる形態の法人に限る。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等
- ② 他の法人（持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）その他これに準じる形態の法人に限る。）の資本金の過半数を出資している法人等
- ③ 他の法人の事業の方針の決定に関して、①及び②に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる法人等

エ ア②及びイの子会社等は、次に掲げる者とする。この場合において、法人等の子会社等が次に掲げる者を有する場合における当該者は、当該法人等の子会社等とみなす。（法人等及びその子会社等が共同で次に掲げる者を有する場合における当該者を含む。）

- ① 法人等が議決権の過半数を所有している他の法人（株式会社その他これに準じる形態の法人に限る。）
- ② 法人等が資本金の過半数を出資している他の法人（持分会社その他これに準じる形態の法人に限る。）
- ③ 法人等が、他の法人の事業の方針の決定に関して、①及び②に規定する法人等と同

等以上の支配力を有すると認められる場合における当該他の法人

オ ア③の関連会社等とは、法人等及びその子会社等が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社等以外の他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 6 項に規定する場合をいう。）における当該子会社等以外の他の法人をいう。

カ 保険薬局の事業者の最終親会社等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 2 条第 1 号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）である場合には、当該最終親会社の連結子会社（同条第 4 号に規定する連結子会社をいう。）をア②に掲げる者とみなし、当該最終親会社等の関連会社（同条第 7 号に規定する関連会社をいう。）をア③に掲げる者とみなす。

(7) (6) ウ③及びエ③における「同等以上の支配力を有すると認められる」とは、例えば、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 4 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件に該当する場合等、他の法人の意思決定機関を支配している場合等が該当するものであること。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合は、この限りでないこと。

(8) (以下、略)

別紙 6

新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業プロポーザル
に係る評価項目

$$\text{総合評価値} = \frac{\text{下表の評価点}}{\text{下表の評価点の平均}} + \frac{\text{賃料の提案額}}{\text{賃料の提案額の平均}}$$

評価項目		配点
基礎事項	(1) 人員体制	10 点
	(2) 開所日・開所時間	10 点
	(3) 待合スペースの広さ	10 点
	(4) 薬剤ブースの数	10 点
	(5) 多目的トイレの設置の有無	10 点
	(6) 災害発生への備え、災害発生時の対応	20 点
	(7) ユニバーサルデザインの採用の有無	10 点
	(8) バリアフリー等の利用者に対する配慮	10 点
	(9) かかりつけ薬局としての取組	10 点
	計	100 点
任意事項	(1) 新病院の運営に対する協力	20 点
	(2) 地域の保険薬局、広島県薬剤師会との連携・協力体制等	20 点
	(3) 混雑緩和・待ち時間短縮に係る対策	20 点
	(4) 本店の所在地	20 点
	(5) 自由企画提案	20 点
	計	100 点
評価点（合計）		200 点

別紙 7

広島市立新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業基本協定書（案）

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下、「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、以下のとおり、広島市立新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業の実施に係る契約の締結に向け、基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、発注者が平成33年秋を目途に建設し、賃貸する広島市立新安佐市民病院（仮称。以下「新病院」という。）の建物の一部（以下「店舗」という。）を受託者が賃借し、すべての費用を負担して、保険薬局を設置した上で、所定の期間にわたり保険薬局を運営するために締結することを約した借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に係る基本的な内容を定める。

（本契約の締結）

第2条 発注者及び受託者は、新病院の建設工事が完了したときに、本契約を締結するものとする。

2 受託者が、本協定の締結日から本契約の締結日までの間において、次の各号に掲げる事項に該当した場合は、本契約を締結しないことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる事項
- (2) 地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程実施要綱第2条第1項各号に掲げる事項
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始がなされた場合
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第75条第1項及び第75条の2第1項の規定に基づく行政処分を受けた場合
- (5) 国税（所得税又は法人税、消費税及び地方消費税）、広島市税（個人市民税又は法人市民税、固定資産税及び軽自動車税）を滞納した場合

（本契約の基本的な内容）

第3条 本契約の基本的な内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 発注者が受託者に貸し付ける店舗の面積は、100平方メートルとする。ただし、新病院の建設工事の施工状況により、若干の変動があり得る。
- (2) 受託者が発注者に支払う店舗の賃借料は、前号のただし書きによる貸付面積の変動の有無に関わらず、年額〇〇〇円（税抜）とし、本契約の期間中、変動させないものとする。ただし、受託者が行う設備整備事業の実施等の開設準備に要する期間は、発注者は無償で店舗を受託者に貸し付けるものとする。
- (3) 発注者が受託者に店舗を貸し付ける期間は、10年間を基本とし、貸付期間の始期及び終期

は、新病院の開院時期を踏まえ、発注者と受託者が別途協議し、本契約を締結するときに決定するものとする。

- (4) 貸付期間は更新しない。ただし、再契約は妨げないものとする。
- (5) 保険薬局の運営に係る電気、水道及び下水道の使用料は、発注者が整備する店舗用の計量器による使用量に基づく実費を受託者が負担する。
- (6) 受託者は、保険薬局を運営するに当たって第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸付条件)

第4条 受託者は、発注者から店舗を借り受けるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は、店舗を保険薬局の運営以外の目的に使用してはならない。
- (2) 店舗の借家権は、譲渡し、又は、担保に供してはならない。
- (3) 貸付期間の満了又は契約の解約その他の事由によってこの契約が終了したときは、受託者は、遅滞なく、店舗を貸し付け時の状態に復し、発注者に返還しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(保険薬局の運営内容)

第5条 受託者は、発注者が貸し付けた店舗において、自らが貸付期間中にわたり保険薬局を運営するものとする。

- 2 受託者は、別添1の広島市立新安佐市民病院（仮称）保険薬局設置・運営事業プロポーザルにおいて提案した企画提案書（以下「企画提案書」という。）に掲げる内容に基づいて、保険薬局を運営するものとする。
- 3 受託者は、発注者が別に指定する新病院の開院日に合わせて保険薬局を開設するものとする。
なお、保険薬局は、開設時において公益社団法人広島県薬剤師会への入会手続きを終了していること。

(保険薬局の整備)

第6条 発注者は、別添2の「貸付時の建築・設備仕様（予定）」の状態の店舗を受託者に貸し付けるものとする。

- 2 発注者が貸し付けた店舗において、保険薬局を運営するために必要となる内装・間仕切り、トイレ等の水回り、冷暖房・照明器具等の設備及び什器備品等の機材の整備（以下「設備整備事業」という。）は、受託者が実施するものとする。
- 3 設備整備事業に係る費用は、受託者が負担するものとする。
- 4 受託者は、設備整備事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 設備整備事業は、企画提案書の内容に基づいて実施すること。
 - (2) 新病院の建物の構造・躯体等に損傷を与えるはつり、穴あけ等を行ってはならないこと。
 - (3) 事前に図面等の工事関係資料を発注者に提出し、工事内容の確認・了承を得ること。
 - (4) 外観、看板等のサインの内容の決定に当たっては、発注者と協議すること。

5 設備整備事業の実施に伴い、店舗の出入口の形状、水道管、下水管、電気配線の敷設位置等を変更する必要が生じ、新病院の建設工事の内容を変更（建築確認申請、消防計画書等の変更手続を含む。）するときは、受託者がその費用を負担するものとする。

（本協定の有効期間）

第7条 本協定は、本契約の締結をもって失効する。

（本協定に定めない事項の取扱）

第8条 本協定に定めない事項については、発注者と受託者が協議して定める。

以上の協定を締結したことを証するため、協定書を2通作成し、発注者及び受託者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 所在地 広島市中区中町8番18号
名 称 地方独立行政法人広島市立病院機構
代表者 理事長 影 本 正 之

受託者 所在地
名 称
代表者